

# 「体罰禁止の内在化」と懲戒行動の解析に基づく 子ども虐待防止に関する研究

藤岡孝志

## Study on prevention of child abuse based on analysis of "internalization of prohibition of corporal punishment" and disciplinary behavior

Takashi Fujioka

**Abstract:** The purpose of this study is to prevent child abuse based on the analysis of "internalization of prohibition of corporal punishment" and disciplinary behavior. Through a discussion on disciplinary behavior the author considered the position of corporal punishment in Japan, and then analyzed an interview survey in Sweden that prohibited corporal punishment for the first time in the world. The results obtained from the interview survey are organized into the following five points. 1) "Internalization of prohibition of corporal punishment" in Sweden. 2) Social democracy in Sweden that supports the enforcement of the law prohibiting corporal punishment. 3) Necessity of understanding the core group of child abuse- Necessity of intervention for difficulty in relation —. 4) How to view corporal punishment – the attitude of caregivers who "do not corporal punishment", recognition of the social system and children to "corporal punishment". 5) Importance of conversation and communication with children-Child care without corporal punishment-.

In addition, comprehensive consideration was added from the following three viewpoints. 1. Disciplinary behavior, corporal punishment and rants to be examined. 2. How to deal with the history of disciplinary action-Suggestions for restructuring the Clinical Attachment Approach-. 3. The next issue after analysis of disciplinary behavior-Toward a "Child-Center Model" with the human rights of children and surrounding relationships at the core.

**Key Words:** Internalization of prohibition of corporal punishment, Disciplinary behavior, Clinical Attachment Approach, Relationship Difficulty, Child-Center Model

**要旨:** 本研究は、「体罰禁止の内在化」と懲戒行動の解析に基づく子ども虐待防止を目的としている。懲戒行動についてまず考察し、さらに、日本における体罰の位置づけを検討し、そのうえで、世界に先駆けて体罰を禁止したスウェーデンでの面接調査を解析する。面接調査によって得られた結果は、1) スウェーデンにおける「体罰禁止の内在化」について、2) 体罰禁止法の施行を支えるスウェーデンの社会民主主義、3) 虐待の中核群についての理解の必要性—関係性困難への介入の必要性—、4) 体罰についてのとらえ方—「体罰はしない」養育者の志向性と、社会システムによる体罰の認識、子どもたちの「体罰」についての認識—、5) 子どもとの会話、コミュニケーションの重要性—体罰によらない子育て—。その上で、総合的な考察を加えた。1、懲戒行動及び体罰や暴言で検討すべきこと、2、被懲戒の歴史への対処方法について—愛着臨床アプローチの再構築への示唆—、3、懲戒行動の解析の次にあるべき課題 - 子どもの人権及び取り巻く関係性を中核に据えた「子ども中心モデル」へ—、である。

**キーワード:** 体罰禁止の内在化、懲戒行動、愛着臨床アプローチ、関係性困難、子ども中心モデル

## I はじめに

児童虐待防止法が施行され、わが国における子ども虐待への緊急介入と早期支援、また、子ども虐待の予防への具体的な施策と臨床的な介入と支援が行われるようになってきた。しかし、通告件数は増加の一途をたどっているだけでなく、東京や千葉の虐待死事案をはじめ、深刻な事態の生じるリスクに常にさらされながら臨床現場は日々の対処に追われているのが現状である。

子ども虐待が起きる背景として、多くのことが指摘されている。親の養育困難及び支援の難しさ、生活困窮・貧困、子育て支援の現場である家庭に的確、適切な福祉サービスの行き届かなさなどが指摘されている。しかし、深刻な盲点として、家庭での養育方法の中に、すでに児童虐待の要素が含まれてしまっていることがあり、そのことを指摘することは少ない。これは、明治時代以来、日本の民法で保障されてきた「親による懲戒権」である。終戦という昭和前半に大きな歴史的転換を迎え、日本国憲法が制定されたにもかかわらず、民法は大きく改正されず、明治民法の懲戒権は温存されたままであった。我々子ども家庭福祉に関わる者が一様に感じるジレンマでもある。そもそも法律で保障された「親による懲戒権とは何か？」また、「どのような懲戒行動があるのか？」。懲戒権の存在と子ども虐待へとつながる体罰、暴言と、この懲戒権がどのように関係しているのか。これは大きな課題として、われわれの前に立ちほだかっているといっても過言ではないだろう。

最新の厚生労働省の子ども虐待の件数報告でも、件数そのものの増加に加えて心理的虐待の増加が指摘されている。一方で世界に目を向けてみると、北欧諸国の中のスウェーデンでは、体罰禁止法が世界に先駆けて施行された。日本でいう児童相談所等の機能としての「通告等による早期発見・早期支援」システムを構築し、また子どもたちの虐待へのいち早い対処のためのオンブズマン機能を構築することで、この体罰の禁止を実質的に効果ある施策へと確立させてきた歴史を有している。家庭養育の日々から虐待のリスクが生じるとの前提も決して排除せず、その根本から家庭を優しく日常的に支援し「見守る」仕組みができています。

しかし、体罰を禁止しても、懲戒行動が一方で（民法で）容認されている状況が継続している限り、子育てそのものに対する支援が行き届かないと、「私の子育ては虐待ではないか、相談しても逆に通告されるのでは」との危惧を深めていくと考えられる。虐待を受けて育ち、虐待の連鎖への危惧を強く持っている親は、その傾向が高くなると言われている（藤岡 2016<sup>1)</sup> 他）。臨床現場においても、親の被虐待の歴史、被懲戒の歴史への配慮は、非常に重要な支援の要点である。

本論文では、この懲戒行動についてまず考察し、さらに、日本における体罰の位置づけを検討し、そのうえで、世界に先駆けて体罰を禁止したスウェーデンでの面接調査を解析する。そのうえで、懲戒行動の分析を通した子ども虐待の防止及び子ども虐待リスクをもった養育者への支援の可能性について論じる。このことで、懲戒行動の分析による（支援技法のひとつである）愛着臨床アプローチの構築の基盤的な研究になることを目指していく。

## Ⅱ 日本の民法における懲戒権について

日本の民法では、親の養育における懲戒権を存続させており、世界で50か国を超える「親の体罰禁止法」を有する国々と日本は民法においては一線を画している（セーブザチルドレン 2019<sup>2)</sup>）。日本では平成24年4月に改正された民法においても「第820条（監護及び教育の権利義務）親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」、「第822条（懲戒）親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」と、親の懲戒権は温存されている。子ども虐待を防止するために、新たに改正法において、子の利益及び、監護及び教育に必要な範囲内で、との限定はついたものの、明治民法以来の「家庭教育において懲戒する権利」は民法によって残されたままとなっている。また、その懲戒の方法は具体的には記述されておらず、親に任されている。海外で行われている様々な子育て支援技法（愛着臨床 等）は、体罰を禁止することを法律で定めた国々の知見を踏まえたものであり、日本での適用には多くの検討すべき課題があり、臨床適用する場合にその違いに直面せざるを得なかった日本の臨床家は多かったのではないだろうか。この壁は、そもそもの日本がおかれた「親による懲戒」に関する法律上の寛容さが背景としてあるのではないか。親による懲戒権の行使とその行使に対する考え方を明確にしたうえで、日本に合った子育て支援技法（愛着臨床アプローチ 等）を確立しなければならない。子ども虐待の早期支援早期介入、その後の養育による虐待による傷つきからの回復を目指す我々子ども家庭福祉に関わるものとして、この現状を踏まえながら、子ども家庭支援をせざるを得ない。さらに深刻なのは、子どもたちの養育に関わる親以外の里親や子ども家庭支援の専門家（施設職員等）自身がこのような日本の状況で育ってきているという現実である。それぞれが被懲戒（親による懲戒権の行使；懲戒行動）の歴史を抱えているといっても過言ではないだろう。子どもたちのウエルビーイングを考えることは、まず、親をはじめとする里親や施設職員自身の生い立ちに伴う養育方法の影響に目を向けなければならないだろう。新たな子育て支援技法として海外から入ってきた多くの技法があるにもかかわらず、子ども虐待が増加の一途をたどっていること、また、施設内虐待が毎年報告される根本原因の一つではないかと考えられる。

## Ⅲ 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正について

虐待が尾を絶たないのは親による養育の未熟さと混乱さがあると指摘されているが、親の懲戒権との関係性は明確にされてこなかったのである。日本において、体罰禁止法のような法律ができない限り、この問題は継続していくこととなる。そのような議論は継続して行われていたが、東京や千葉での深刻な事件の影響もあって、体罰の禁止が法律的に盛り込まれることになった。

まず、2019年4月1日に、東京都条例に体罰を禁止する条文が盛り込まれた。「第六条 第2項 保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。」（東京都条例）とある。体罰だけでなく、その他の子どもの品位を傷つける罰と明文化されている。この言葉には、暴言やベランダに出す罰、食事を与えないなど、子ども虐待に直結する罰を含んでいると考えられる。そして、2019年（令和元年）6月19日、ついに体罰禁止を盛り込んだ児童虐

待防止法の改正が行われた（2020年4月1日施行）。また、懲戒権については、民法の改正の検討が始まった。

児童虐待防止法の第14条は、以下のように改正された（下線は筆者による）。「（親権の行使に関する配慮等）第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89条）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」と改正された。下線部が改正箇所である。これまでは、体罰を加えることその他の言葉が入っていなかった。また、超える行為によりは、これまでは、超えてとなっていた。体罰を加えることその他を、超える行為として規定したという意味で、大きな一歩を踏み出したといえる。一方で、民法は改正されなかったことで、民法（明治29年法律第89条）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲について、明確に規定していないという意味で、検討すべき課題が残っている。また、東京都の条例で、「体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。」と明記しているが、改正児童虐待防止法では、その他の内容はふれていないのは踏み込む論議までは至らなかったということである。また、ここで、明確にしておかなければならないのは、児童虐待防止法第14条第2項である。この条文は改正されずそのままであるが、「2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。」とあり、重要な条文である。虐待死にまで至る深刻事案での加害者は、この条文を知っていたのであろうか。しつけと称して、叩く等の行為を行うことは、暴行罪、傷害罪を問われる可能性があることを意味しており、ここが刑法と児童虐待防止法との重要な接点である。この点は、もっと広く国民に知らしめる必要があると筆者は考えている。

## IV 日本における子育ての歴史－懲戒行動及び体罰－

### 1) 日本における子育ての歴史についての精査の必要性

子育ての際の親による子どもへの懲戒行動が、明治以来存在する民法上の懲戒権に起因している現状について精査し、日本における独自の子育て支援プログラムの構築のための理論的研究を中心に検討を行う必要がある。懲戒権に関する歴史は、明治以来というよりもさらに江戸時代、その前の日本人の子育ての歴史にさかのぼることが示唆されている（小口 2009<sup>3)</sup>）。海外からの子育て支援法がそのプログラムだけが日本に導入されることへの危惧を我々はいだいている。また、被災地における子育て支援の現状を、東北での子ども支援、家族支援に従事している専門家から聴取したが（これについては、別途報告する予定である）、家族の構成、役割分担の中で絶妙なバランスの中で、親による懲戒権が行使されてきた歴史をとらえることができた。親の懲戒（例 悪いことをした子ども親が叱る）を、祖父母が緩和してきた（例 叱られた子どもを祖父母が慰める）実態などもお聞きすることができた。震災で祖父母あるいは父母が突然他界あるいは離散することで、これまでの子育ての役割分担のバランスが崩れ、それが残された家族の育児負担につながっている可能性について示唆された。

## 2) 明治民法成立以前の懲戒権の歴史について

小口（2009）によれば、少なくとも江戸時代には、江戸幕府が子どもたちのことを懲戒する、その権限を各親に委ねた歴史がある。幕府は懲戒の細部までは定めなくて、親の裁量で子どもを諫め、懲らしめることができることにした。私的懲罰権と小口は位置付けているが、子どもが結果として深刻な事態に至っても、幕府は親を責めないということまで踏み込んでいるのである（小口 2009）。さらに、養育困難に陥り、非行状態にある場合、また親の意向に添わないあるいは深刻な反抗に遭遇した場合には、「勘当」という権限も付託されていた。現在も色濃く残っている「家」に対する柔順な態度を求められる慣習と、子どもの所業の責任に、親も「連座」するという考えは、このような江戸時代にもさかのぼる養育を親に委ねてきた歴史にまでさかのぼる必要性があるかもしれない。連座という考え方が基底にあれば、「連座を避けることも目的として」親子の縁を切るという考えに発展する可能性も避けられなかった歴史がある（小口 2009 参照）。

## 3) 日本の子育てにおける体罰の位置づけについて

明治前後の日本の再構築の歴史的転換点において多くの外国人が日本にやってきた。民法改正に尽力したフランスのポアソナードなどもそうであるが、日本各地を旅行したイザベラ・バードなども当時の日本の子育て状況を詳細に記載している。イザベラ・バード (Bird, I. L. 1880<sup>4)</sup>) は、その著書の中で、親の労働の場に子どもをそばにおき、子どもが遊んでいるのを、仕事をしながら見守る。そして、危ないことをしたり、よくないことをしたりすると優しく注意をしたという。そのときの親のまなざしが優しく非常に印象に残ったとのことである。そうした意味で、幕府から子育てを委ねられていたということで、親はのびのびと子育てをしていたことがうかがえる。藤岡（2008）も指摘したように、驚くべきことに、親は愛着の対象として十分機能する子育て方法（よくないことをした子どもに、怒鳴るのではなく、それがなぜよくないかをわかるように教える。子育てにおける「帰結」(ことなりゆき)を伝えることの重要性 等)をすでに所有していたことが当時（江戸時代）の育児書からうかがえる（藤岡 2008<sup>5)</sup> 参照）。

そして、明治を迎え、近代国家へと日本は大きく舵を切ることになる。そこで、民法が成立するわけであるが、明治民法は、これまで見てきた江戸時代からの流れを踏まえていかなければならない。以下、小口（2009）を援用しながら、さらに検討を加える。

明治民法が制定されるのが1898年である。明治元年が1868年なので、実に30年の年月をかけて議論をしていることになる。修正に修正を重ねて明治民法が成立する。フランスが当時家父長制度、家を存続させるということを非常に重視していたということもあって、フランスの民法を手本とすることが議論のなかで浮上し、ポアソナードたちが来日した。フランス民法の影響を受けて、明治の民法が出来上がったのは、留意しておくべき点である。

明治以来（あるいは、江戸時代以来の）の考え方が、現在のわが国の民法（明治民法から昭和民法・民法の改正（2011）への系譜）に通底しており、特に、懲戒に関しては、明治民法の影響を引き継いできた。この明治民法によって、江戸時代の（のびのびとした子育ても含めていた）子育ての親への付託を、明治時代が民法によって「懲戒」のほうに大きく舵を切った可

能性がある。

では、実際に日本において体罰はどのように位置づいてきたのであろうか。この点について、体罰の歴史的解明を試みた江森（1989）は、江戸時代の子育ての考え方の中にある体罰に対する考え方の変遷を詳しく分析している。

江森（1989<sup>6)</sup>）によれば、体罰に対する明確な否定の考え方は、最澄や道元に根源をもつという。ともに、その著書の中で、体罰がもつ無意味性を指摘している。その考え方は、その後の歴史的変遷を経て、江戸時代に至る。17世紀から18世紀にかけてさらにその体罰否定の考え方が構築されてきた。その系譜の中で、体罰をせずに穏やかに育てることの重要性を多くの儒学者や心学者等が指摘している。以下に、江森（1989）を引用し、体罰の系譜をたどっていく。

江森（1989）によれば、鈴木正三は、子育ての根幹を示す親や教育者の基本的態度として、無益な殺生を戒める考えを示し、弱者への慈愛の重要性を説いている。さらに、山崎闇斎、山鹿素行、水戸光圀、中江藤樹など儒学者の系譜をたどると、「叩くこと、折檻などによる教育を否定」しており、これら体罰に対する禁止を明確に述べてきた日本人の先人がいることに驚きを禁じえない。さらに、熊沢蕃山は、読み書きなど、その子の特徴に合わせて、丁寧に教えていけば、その過程はお互いにとっての貴重な時間となり、体罰などは起きないと述べている。個別支援の重要性をすでに指摘している。これらの系譜は、養生訓を著した貝原益軒にも引き継がれ、18世紀に、体罰否定論は大きく普及することになる。そして、心学を創始した石田梅岩とその弟子たち（手島堵庵、脇坂義堂ら）によって、体罰否定論は受け継がれていく。彼らは一様に、子どもたちを温和に、優しく育てることの大事さを説いている。手島や脇坂は、「折檻等は、親の言うことを心服せず、ただ折檻を恐れて悪いことをしたことを隠すようになる。また、表面上しか言うことを聞かなくなる」と説いている。また、子どもに物事を教える際に、「子どもが納得のいくように急がず、少しずつ丁寧にその理由を伝えることの重要性」を指摘している。しかし、田沼時代等世の中が不安定になったことを背景にして、18世紀半ばから、体罰肯定論が荻生徂徠、三浦梅園、海保青陵、大塩平八郎らによって展開する。ただ、この体罰肯定の考えは広く行き渡ったわけではなかったと推察されると、江森は述べている。これまでみてきたように、江戸時代は、体罰否定派と体罰肯定派が併存していた可能性がある。イザベラ・バードも指摘したように、江戸末期に至るまで、子どもたちを温和にやさしく育てる雰囲気が続いていた可能性がある。このことは、冒頭挙げたイザベラ・バードだけではなく他にも、「体罰に寄らない、温和で慈愛に満ちた子育て」をしている日本人について驚きをもって指摘をしている外国人が複数いたのである（江森によれば、ツンベルク、オールコック、シーボルト、チェンバレン、ブリッジ等、多くの外国人の名前が挙がっている）。以上、江森（1989）を詳しく引用した。これらは、今日の子育て法にもみられる「ことの成り行き」（コンセキューエンス）にも合致する考え方と方法であり、20世紀以降西洋国家を中心に確立されていく「体罰から脱却するための子育て方法」あるいは「体罰によらない子育て」をすでに江戸時代にその考え方と実践方法として有していたのである。

江戸末期になってくると、日本の中の一部の藩校での体罰や縄で縛る等の記述が藩の記録に見られたり、キセルで叩く（あるいは叩く真似をして威嚇する）等折檻の歴史の記録も寺子屋

研究の中で一部あり（江森 1989）、体罰について全否定はできない。今後のさらなる研究を待たなければならないだろう。

しかし、我々日本人の歴史的系譜の中で、「体罰によらない子育て」ともいえる観点がすでに平安・鎌倉時代を経て、江戸時代に詳細に議論されてきて、実際に子育て方法として奨励されてきた歴史的事実があることをここで明確にしておかなければならない。

明治政府が検討し、民法へとまとめあげた懲戒権を検討するうえで、江戸時代の家父長制度及び私的懲戒権の付託の影響があるだろう。江戸時代全体の子育ての系譜が、フランス民法の影響や日本の近代化による教育状況に大きな転換をもたらしたことをさらに検討しなければならない。日本の近代化の過程で、寺子屋等での一人ひとりの学習の度合いに合わせた個別支援教育から教室での一斉授業への教育方法上の大きな展開があったこと、軍隊内での統制等軍事的な戦略に利する教育的背景なども今後さらに検討されなければならないだろう。「体罰によらない子育て」のお手本は、実は、江戸時代以前にあったことはもっと多くの日本人が知っておかなければならないことであろう（中江 2003<sup>7)</sup>）。

## V 面接調査 - スウェーデンでの面接を通じた体罰禁止法の内在化過程の解析 -

以上の検討を踏まえ、世界に先駆けて行われたスウェーデンでの体罰禁止法の施行とその背景及び施行後40年を経た現状についての検討は、懲戒行動の解析に必須とも考えられる。筆者は、そのための調査を実施した。以下は、その概要である。1) 体罰禁止法施行の経緯と現状下での課題について、2) 体罰禁止法施行下での幼児教育の現状、3) 体罰禁止法下で「叩かない子育て」について、4) 『体罰禁止の内在化』の背景について、5) 体罰禁止の内在化と子育て支援の徹底、6) 『体罰禁止の内在化』の現状と展望について、の観点からまとめた。

### 1、調査の目的

体罰禁止法の施行の経緯、及び体罰禁止法がどのようなスウェーデン国民に浸透していったのか、また、体罰禁止法施行下での課題などを精査するのが調査研究の目的であった。

### 2、調査方法

#### 1) 調査期間

2018年3月、スウェーデンのストックホルム、ウプサラ、ボロースにおいて行った。

#### 2) 調査の内容及び方法

あらかじめ十分な余裕をもって調査のお願いをし、面接内容について精査いただき、協力の承諾を得られた被調査者に対して、あらかじめ研究プロジェクトの議論を経て作成した質問項目に基づき、個別あるいは集団で半構造化面接を行った。実施にあたっては、倫理的配慮を遵守し、行った。面接調査時間は（先方のご都合を伺ったうえで）一人あたり60分から90分をめぐりに行い、補足的な面接が必要な場合には、被面接者の了解を得て、機会を改めて面接を行った。

### 3) 倫理的配慮

あらかじめ送付していた研究の概要（目的・意義・調査内容）と守秘義務、データの取り扱い等について改めて事前に口頭及び書面で説明し、同意書にサインをいただいた上で調査を実施した。本研究は、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の審査を受け承認された（承認番号：17-0901）。

## 3、調査結果

### 1) 体罰禁止法施行の経緯と現状下での課題について

ストックホルム大学において2名の教員に、二人同時に面談をした。

面接対象者；ストックホルム大学 専任講師 A

面接内容要約；Aは、これまで、ネグレクトの子ども達及び家族への支援を行ってきた。体罰禁止法の施行は、1979年ではあるが、歴史的にひも解くと、それまでに、1966年には、親が子どもにお仕置きをする権利が廃止された。そのうえで、1979年に親基本法によって、はっきりと体罰が禁止された。学校における体罰は、これに先立つこと、実に1958年に禁止された。体罰ができない分、どうやって子育てするかが難しいとのことである。いくつかの方法を紹介してくれた。①スマートフォンを一定期間取り上げる。②椅子に座らせて、静かに反省させる。アメリカの人気テレビ番組の『ナニー』の影響もある。さらに小さな子については、体罰は絶対に行ってはならないと、禁止されている。スウェーデンは通告システムが非常に進んでいて、通告があれば、すぐに介入があると市民は認識している。子育て方法としては、体罰禁止法が施行されて以降も、昔は、反省をさせるのに押し入れのほうに入れるなどをしていたが、これも今は行っていない親がほとんどである。通告相談が多く、関係者はその対応が忙しく、対応が大変であるとのことである。体罰禁止法の影響がしっかりと根付く中で、若年の母親への支援が特に難しいとのことであった。

面接対象者；ストックホルム大学 専任講師 B

面接内容要約；Bは、日本で言う児童相談所に長年勤めてきて、数年前にこの大学に就職したとのことであった。非行領域が専門であり、親の養育方針に従えない子どもたちに、いかに、親や大人の思いや願いが子どもたちに届いていくのかということがスウェーデンにおいても課題とのことであった。非行は、社会との関係の中での位置づけであるが、公共の場で子どもがうるさくしていても、これは、親がしつける場面であり、他の人はあまり介入しない。親には親の考えがあり、また、通告の場合は、社会システムが機能するからである。最近、このような風潮の中、子どもが反社会的なふるまいをしていても、親が注意をしないという放任がスウェーデンの中で問題となっている。その場合も、通告がその後親子分離、介入と展開するため、目の前で暴言があっても関与しない人もいるとのことである。日本であれば、他人であっても注意するところだろうが、個人主義が徹底しているスウェーデンでは、われ関せずということになるという。学校教育の場などでは当然

教師が注意するところであるが、家庭教育にどこまで周りが介入するか、戸惑いがあることも語られた。子どもたちは、「BRIS（子どもの権利擁護団体）」に電話をすることで、様々な子どもの人権が守られている。また、子どもたちの代弁者アドボカシーとして、「児童オンブズマン」がある。このオンブズマンも定着しており、行政に働きかけることができている。子どもたちにアンケート調査を行い、その結果に基づいて、政府に対して提言をするレポートを毎年提出している。権利擁護の実現の道筋がしっかりとできている。オンブズマンの年次報告が、体罰の実態も調査してきている。

## 2) 体罰禁止法施行下での幼児教育の現状

就学前学校の職員への面接。

面接対象者；M 就学前学校 専任就学前学校教諭 C

面接内容要約；Cは日本人である。小さい時（4、5歳のころ）にスウェーデンに居たことがあり、その時に大人にとっても大事にされた記憶がしっかりと残っているとのことであった。小さい時に大事にされた感覚。民主主義の重要性。個人主義の育ち方。また就学前学校での育ての理念について詳細に聞くことができた。体罰を禁止するだけではない、子どもの人権擁護と親との信頼関係の構築の要点が、体罰禁止法施行後のスウェーデンの乳幼児養育を支えていることをうかがうことができた。就学前学校でも、体罰に過敏な子どもたちの姿もうかがうことができた。ちょっと肩に触れただけで、5歳の子に「先生、叩いた！」とCは言われたことがあるという。体罰禁止が徹底しているとはいえ、親密さの表現としての軽く体に触れただけでも、このように言われてしまうと非常に戸惑ったという。「個の尊重」がキーワードであると確信した面談であった。C自身、日本人として、スウェーデンで働いていて、そこで生じる、日本人が主として重きを置いてきた「組織へのロイヤリティとの軋轢の意識化と解決の方向性、集団への気遣い、雰囲気、察する文化」などと、スウェーデンでの「個の尊重」との調和が今後の日本の子育ての検討課題であることを強く意識しているという。すなわち、懲戒権をなぜ温存するか、その根底にある精神性、文化、慣習などを理解しないと、体罰を禁止すれば、スウェーデンに近づくとということでもないだろう。

M 就学前学校の概要及び就学前教育の説明

就学前の教育について、いかに個を尊重しているか、また言葉による自己主張の練習をする場を設定するかをかなり意識して行っているという。午前一回、午後一回、就学前であるが、子ども同士の話し合いの場が設けられている。もちろん、職員が子どもの語りを促すが、相手の話を聴く、自分も自己主張する練習を小さい時から行うというのが徹底していた。

また、できるだけ既成のおもちゃは使わないようにして、ほとんどが木や葉っぱ、紙などを使った手作りである。スウェーデンではIT化が進み、小学校からパソコンにも触れていくが、就学前の幼稚園（あるいは保育園）の時期には、このように、子ども同士のコミュ

ニケーションやエコライフ（外でシュラフのようなものに入ってお昼寝など、寒さに対しての耐性をかなり小さなうちから身に着けていく）を重視しているとのことであった。

### 3) 体罰禁止法下での「叩かない子育て」について

面接対象者：ウプサラ大学 D 教授との面談

面接内容要約：D は、もともとハンガリーの出身で、現在スウェーデンで大学教授となった。小さな子どもへのしつけという点を詳しく聞くことができた。スウェーデンの子育ての特徴は、子どもが小さくても『とにかく話しかける』。このことで、子どもにとって、親や大人から大事にされている感覚が育つとのことであった。また、D は、ペアレンティングの指導の際は、『Triple P- 前向き子育てプログラム』をしているという。オーストラリアのプログラムである。これは、D 自身がオーストラリアで学位を取得しているからである。スウェーデンでは、複数のペアレンティング技法があり、模索しているとのことであった。この点は日本と非常によく似ている。カナダのプログラム（Nobody No perfect）やセカンドステップなど日本でもよく使われている方法も子育ての支援場面で適用されていた。

また、体罰の現状ということも教えてくれた。叩くのはダメだが、程度は加減するとしても、揺さぶるのはいくらという。このあたりは体罰の定義が曖昧である。体罰禁止法については誇りに思っているようであるが、その判断は、通告後の専門家の判断にゆだねるということであった。

D との面談で印象深かったのが、赤ちゃんの理解というのを超えて、かなり小さい時から話しかけて、コミュニケーションの練習をしているということであった。これは、話し好きのスウェーデン人特有の感覚であろうし、また、個人を尊重する姿勢の表れでもあるだろうとのことであった。ここでも、個人主義の徹底さが垣間見られた。

### 4) 『体罰禁止の内在化』の背景について

面接対象者：ボロース大学 専任講師 E]

面接内容要約：スウェーデンの特徴は個人主義であり、民主主義である。特に、この個人主義は、スウェーデン国民に浸透しているとのことであった。会社や大学よりも自分が大事である。「ローヤリティ」という言葉が出てきたが、会社へのローヤリティよりも個人が優先されることが多い。だからこそ、実力社会ともいえる。また、会話がこの国の人たちは好きである。E の専門は、多職種連携である。連携のためのフォーマットを共通化することが課題であるという。スウェーデンは、通告から対処と非常に組織的に行われているが、この多職種連携がスウェーデンでも非常に大きな課題となっているという。パーンアウト等ワークライフバランスのことをお聞きすることもできた。ワークロード（仕事量）の調整も大事である。仕事と プライベートの組み分けが明確であり、残業もない。残業をしたらいけないということが徹底しているとのことであった。

面接対象者：ボロース大学 専任講師 F

面接内容要約：移民が多くなる中で、スウェーデン人としての在り方が問われている。また、スウェーデンでは、政府と市民が話し合いながら民主主義を実現してきた歴史がある。この歴史が、この国の個人主義を育てている。それは、わがままというのではなく、個人を尊重するということである。その意味で、小さいころから、大人から大事にされた感覚というのは、キーワードになる。子育ての基本であろう。体罰については、小さいころから両親からたたかれたことはないという。ただ、このことはとても恥ずかしいことなので、人には言わないだろう、ということでもあった。体罰を受けていたにもかかわらず、数字等に出てこないことはありうるかもしれないとのことで、このことは面接でこそ聞き出せたことであった。特に、体罰が禁止されても、虐待が大幅に減っているわけではない。虐待をしてしまう一群の親はいるわけであり、必ずしも、しつけ、体罰、虐待と結び付けられるものでもないとのことであった。彼の専門は、社会学であり、マクロの観点からのソーシャルワークである。他者との共存を考えている点では同じだが、それは個人が尊重されてこそである。子どもの人権は、そのような意味で当然である。

子育て状況を変える、これは極めてポリティカルな側面であることも改めて感じる面接であった。

## 5) 体罰禁止の内在化と子育て支援の徹底

面接対象者：ボロース大学 専任講師 G

面接内容要約：G は、看護師の立場から、子ども虐待の緊急介入を行っている。日本の懲戒権の歴史的な経緯について、こちらから説明し、それについての見解を伺った。日本では、しつけの中で何が内在化しているのかと逆にこちらに聞かれた後に、スウェーデンでは、体罰は禁止であるということが内在化している（インターナライズしている）。これは徹底している。家族への支援も、ファミリー支援というよりも、徹底して子ども支援である。子どもの人権に対する意識が非常に強く、それを当たり前のように国民として受け入れていると強調していた。

ただ、虐待がなくなるのは、親の精神疾患の問題と貧困である。貧困と子ども虐待の関係は指摘されてきているが、やはり、貧困が故の精神的なストレスが子育て場面も危機的な状況に追い込んでいると考えられる。

特に、移民の問題はスウェーデンでは深刻で、異文化、あるいは異なる慣習の中で、体罰が行われることもある。これは、特に、移民教育で徹底して伝えられる。

親の精神疾患が思いのほか、ネグレクトと虐待と関連している。すなわち、しつけの一环としての体罰が虐待へと発展するというよりも、その深刻な虐待やネグレクトに至るには、親の側の要因があり、そこを見据えなければ、単なる子育て支援に終わってしまう。

体罰を禁止している国でも虐待が依然として起きているのは、虐待の中核群は、子育て支援を超えて、親子関係の中で虐待という歯止めがかからない状況に至るということである。どのような子どもに育てたいのか、きちんとしたしつけをするために、体罰や懲戒が

必要かという問題と、支援の対象とすべき貧困家庭、生活困窮家庭、ひとり親家庭、精神疾患を有する親支援による虐待予防（あるいは、精神疾患を有する親による虐待の徴候の発見アセスメントの精査）が重要である、との議論に至った。

## 6) 『体罰禁止の内在化』の現状と展望について

面接対象者；ボロース大学 准教授 H

### 一回目の面接

面接内容要約；体罰禁止法が施行されてから2世代が子育てをしており、その考えはかなり浸透してきているとのことであった。スウェーデンのしつけや体罰に関する調査研究について、文献に基づきながらその歴史的経緯について確認をさせていただいた。自分たちも、30年以上かかったということであり、体罰を禁止する法律を施行する、しないに関わりなく、子どもの声が圧殺されるということでは、悪しき政治や慣習が大人の都合のよいように適用されてきたともいえ、「個が尊重される」子育てという、おそらく人類普遍の価値の下、それぞれの国の歴史ある子育て方法が精査されていくことが重要である。

Hが盛んに語っていたのが、体罰（あるいは懲戒でさえも）は口封じであり、論理的に納得していくプロセスを一気に排除する大人の側の「論理」であるとのことであった。

面接後の面接者のメモ；また、このような法律が施行された歴史を再度ひも解くと、スウェーデンの長年の民主主義の歴史が根底にあり、皆が納得した上での法律の施行であることが改めて、スウェーデンを訪問することで実感することができた。

### 2回目の面接

面接内容要約；体罰を禁止し、子育てを支援していく仕組みの中で、男女平等の意識の強さがある。子どもが生まれたり、育児休暇が父母ともにあり、一緒に育てるだけでなく、父親が子育てに専念することもできる。このような育児休暇は子どもが一定年齢になるまで続き、子育てがストレスフルにならないように配慮されている。また、仕事と育児の両立という言葉が成り立たないほど、仕事がしやすい環境が整備されている。このような中、子どもを育てることにストレスがないことから、結婚、あるいは出産についての抵抗感がない。一方で、スウェーデン人は結婚に対して慎重で、入籍をせず、事実婚も社会的に認められている。事実婚であっても、子育てについての支援は受けることが出来る。これらの細かな点についてもうかがうことができた。

### 3回目の面接

面接内容要約；最後に、これまでの8人の方から何を学んだかということを筆者が要約してお伝えし、それについてのコメントをHからもらう時間にした。

筆者からは、個人主義、民主主義、男女平等、子どもの人権意識、学校と家庭との連携、自己主張、交渉、言語化することの大事さなど、日本との違いを痛感したとまず伝えた。懲戒や体罰は、大人の側の論理の押しつけになる可能性が高く、論理的な思考と会話を重

視する国民性では、受け入れがたいことが納得できた。翻って、懲戒（体罰を含まないとしても）には、有無を言わさぬ大人、親の論理の押しつけが見え隠れする。良かれと思ってやったことが、子どもの権利を侵害することもある。「パニッシュメントではなく、コンセクエンスを」という子育て支援の方法も、当然のこととはいえ、それが内在化して、子育て方法として広く一般的に日本で定着するには、なお年月がかかるかもしれないことを痛感した。このようなことを率直に申し上げた。

Hは、自分が両親からいかに愛されて育ったか、そして、そのことが内在化しているので、もうすでに30を超える二人の子ども達をいかに慈愛を込めて育てたかということを語った。

#### 4、考察

##### 1) スウェーデンにおける「体罰禁止の内在化」について

これは、数字に表れない、体罰禁止法施行後の国民の意識について、改めて確かめることができた。体罰禁止後、虐待に対する意識が大きく変わったことはこれまでも報告されてきたが、実際にどうかということである。Gは、スウェーデンでは、体罰は禁止であるということが内在化している（インターナライズしている）と語った。同様のことは、Hも述べており、「体罰禁止の内在化」は、児童虐待防止法における体罰禁止の目標としてキーワードとなるであろう。Hも、自分が両親からいかに愛されて育ったか、そして、そのことが内在化しているので、もうすでに30を超える二人の子ども達を、いかに慈愛を込めて育てたかということを語った。体罰は、選択肢に一切入っていないと語っていた。

さらに、Fも、体罰について、小さいころから両親からたたかれたことはないと言った。体罰禁止の内在化が進んでいることがここでも伺えた。ただ、この体罰を受けたことは禁止されているスウェーデンではとても恥ずかしいことなので、人には言わないだろう、ということでもあった。これは、虐待された子どもが、虐待者である親をかばう、あるいは自己の尊厳をこれ以上傷つけないという、日本の臨床現場でも見られることである。体罰を受けていたにもかかわらず、数字等に出てこないことはありうるかもしれないということは面接でこそ聞き出せた、貴重な内容であった。体罰を禁止するだけでは、あるいは、懲戒から体罰を除外しても、体罰がなくなるとは限らないことを示唆している。

##### 2) 体罰禁止法の施行を支えるスウェーデンの社会民主主義

今回の面接で、被面接者が一様に語っていたことである。特に、Fは、スウェーデンでは、政府と市民が話し合いながら民主主義を実現してきた歴史がある。この歴史が、この国の個人主義を育てている。それは、わがままというのではなく、個人を尊重するということであることを語っていた。Fも語っているように、体罰によらない子育てで重要なコンセクエンスと言っている「ことの成り行き」を丁寧に教えるということの大事さは、民主主義という雰囲気の中で、個が尊重され、それぞれが、納得がいったうえで、物事が決まっていき、そのプロセスに関わっていける感覚が下支えになるであろう。

子育て支援における国家の在り方、国民の政治への関与の方法などが大きく影響していると痛感した。これは、子育て支援だけでは見えない視点であった。国家が子育てを支えるということは、子育て支援システムの構築だけではなく、子育て支援や体罰、懲戒などの内容に関する検討のプロセスに対する丁寧な対応の感覚である。H (3) も語っていたように、スウェーデンではどのように子どもを育てるかの国家のヴィジョンが根底にあり、それに支えられながら、親は、個人の裁量を発揮しながら子育てを、自信をもって行っていた。

### **3) 虐待の中核群についての理解の必要性—関係性困難への介入の必要性—**

Gも指摘したように、体罰を禁止しているスウェーデンでも虐待が依然として起きている事実は重く受け止めなければならないだろう。近隣通告があり、支援が入ったとしても（「通告という名の支援の開始」）、子ども虐待を繰り返してしまう中核群は、子育て支援を超えて、親子関係の中で虐待という歯止めがかからない状況に至るということである。対象とすべき親、あるいは家庭に対するアセスメントとそれに基づく緊急介入が重要である。懲戒行動の精査が子育て支援で重要であるが、それを克服できない程、かつて浸蝕を受けている場合は（深刻な被懲戒の歴史）、支援そのものを拒否する可能性が大きい。親と子どもとの関係性や夫婦間の関係性の崩壊（DV等）のアセスメントと支援技法の開拓が必要である。

既に述べたように、支援の対象とすべき貧困家庭、生活困窮家庭、ひとり親家庭、精神疾患を有する親支援（特に、親子の関係性困難への支援）による虐待予防（あるいは、精神疾患を有する親による虐待の徴候の発見アセスメントの精査）についてのさらなる研究が必要であろう。

### **4) 体罰についてのとらえ方—「体罰はしない」養育者の志向性と、（体罰・虐待が起きた場合の）「体罰・虐待は子どもの権利侵害であり、決して許さない」という社会システム、そして、子どもたちの「体罰」についての認識—**

体罰の認識には、3つの観点があると筆者は考えている。①体罰と認識する被害者である子ども（そして、その傷つきを抱えながら大人になった人）、②体罰をする側の親・養育者（施設職員・里親）、③体罰を子ども虐待と認識するための調査をし、子ども虐待であると認識し、認定する人（児童相談所職員、各自治体の子ども家庭福祉領域の担当部署職員、28条適用があった場合の裁判所裁判官等）である。面接調査から、それぞれについての認識について示唆を得た。

②の立場からの認識を掘り下げていくと、Hも語ったように、体罰（あるいは懲戒でさえも）は子どもの側の自己主張の口封じであり、論理的に納得していくプロセスを一気に排除する大人の側の「論理」である。ここに、体罰をする側の啓蒙の重要性がある。

③は、被害者に対する危機介入の必要性を使命とする。虐待であるかどうかの判断は、広く社会システムの中でのこども虐待防止の非常に重要な局面である。この体罰としつけと虐待の鑑別は、児童相談所の判断として、洗練されてきている。しかし、体罰が禁止された国であっても、体罰の定義の曖昧さについて、市民は一様に感じていることとのことであった。

スウェーデンにおいてさえ、(市民の間での) 体罰の定義があいまいであることは驚きであった。揺さぶることの程度にもよるが、日本でも揺さぶることへの危惧はすでに十分に認識されている。体罰を虐待と認定する側の認識が市民にまで届いていない現状を垣間見ることができた。

そして、①の子どもの立場が重要である。体罰がどれだけ子どもの心と体に傷を残すか、親自身はどれだけ認識できているのであろうか。また、肩に触れただけで、子どもから「先生、叩いた！」と言われたエピソードについて語ってくれたCは、子どもの側の自己責任の教育、あるいは、人とのコミュニケーションが成立していくことへの留意など、体罰禁止が施行された場合の子どもからの体罰についての認識についての精査の必要性を示唆している。

### 5) 子どもとの会話、コミュニケーションの重要性—体罰によらない子育て—

Dも語っていたように、赤ちゃんの理解というのを超えて、かなり小さい時から話しかけて、コミュニケーションの練習をしているというのは、話しかけることが子育ての基幹となると繰り返し主張されていたのは印象的である。また、Eも会話の重要性を語っている。コミュニケーションへの配慮は、スウェーデン人の大きな特徴であろう。体罰によらない子育ての基幹は、この会話の重視であることを実感することができた。連携のためのフォーマットも関係機関の会話、コミュニケーションのために必須であることも今後も精査が必要であろう。

体罰は、大人の側の論理の押しつけになる可能性が高く、論理的な思考と会話を重視する国民性では、受け入れがたいことが面接から示唆された。翻って、懲戒(体罰を含まないとしても)には、有無を言わさぬ大人、親の論理の押しつけが見え隠れする。良かれと思ってやったことが、子どもの権利を侵害することもある。「パニッシュメント(罰)ではなく、コンセキューエンス(帰結、ことの成り行き)を」という子育て支援の方法が根底にあってこそ、親子関係の構築、夫婦間の子育てにおける協力関係、そして、子育て支援の社会システムの中での支援者による子育てへの丁寧な対応が可能となるであろう。

## VI 総合考察

### 1、懲戒行動及び体罰や暴言で検討すべきこと

スウェーデンでの調査を終えて、個人主義、民主主義、男女平等、子どもの人権意識、学校と家庭との連携、自己主張、交渉、言語化することの大事さなど、日本との違いを明確にすることができた。「パニッシュメント(罰)ではなく、コンセキューエンス(帰結、ことの成り行きの理解)を」という子育て支援は、体罰禁止が内在化して、子育て方法として広く一般的に日本で定着することが必要であろうが、なお年月がかかるかもしれないと考える。スウェーデンの40年間(1979年体罰禁止法の施行)に思いを馳せるのに、この(ちょうど40年後の)2019年という年は、重く我々日本人にもものしかかっていき続けるであろう。

本研究の次なる課題は、懲戒行動や体罰に関する様々な知見とともに、それらのとらえ方の違いを含めた支援技法を参考にして、これまでの「愛着臨床アプローチ」を精緻化し、再構築

することである。愛着臨床の出発点に、懲戒行動について精査すること、特に被懲戒の歴史を踏まえることが、日本の養育支援にとって必須であることが、本調査からも示唆された。そして、子どもの人権についての意識（「自分は大事にされている感覚」）は、スウェーデンで多く聞かれた言葉であった。これも、支援の要点の中核になるであろう。

被懲戒の歴史、及び子どもの人権意識を踏まえた上で、その点の修復が必要となる。虐待の中核群（体罰が禁止されていると認識していても、体罰を繰り返す養育者）においては、特に、関係性困難への理解と介入が求められる。

## **2、被懲戒の歴史への対処方法について—愛着臨床アプローチの再構築への示唆—**

親への支援で考えなければいけないのは、被懲戒や被体罰、被ネグレクトの歴史である。

体罰を子ども時代に経験した場合、大人（親等）の側の論理の押しつけに晒され続けてきたことを意味している。また、丁寧な論理的な思考を遮断され、物事を納得して動くという感覚が遮断されてしまう。また、会話による、相互の理解や志向の深まり感覚、世界の仕組みの把握、納得という感覚が阻害されてしまう。その子が大人になって親になったときに、それが繰り返される可能性は否定できないだろう。そのほかの選択肢があれば別であるが、それを学ぶ機会がある人たちがいる一方で、学ぶ機会を持てなかった人が懲戒が必要と感じた場面、あるいは体罰を選択肢に入れようとした瞬間に戸惑うことになる。

さらに専門職としての支援者（施設職員や里親等）自身が、虐待やネグレクトのような養育を受けてきた経験がある場合、養育に深刻な影響を与えることもある。施設や養育家庭内で、必要以上にルールを設定・適用して、ルールだけを厳しく設定するような養育をしてしまっている。これには、支援者自身の親との課題（被懲戒の歴史、被体罰の歴史）が繰り返されている可能性がある。その内在化された体罰の歴史や行き過ぎた懲戒の歴史を作り上げてしまった大本（おおもと）である（支援者の）親について、無前提に許容してしまことがある。ここまで厳しくされたから、自分はここまで育ったのだ、という思いである。

実は、相当な傷つきがあるであろうが、その親の存在は内在化し、その親を否定することは自分自身を否定することにもなるのである。また、さらに、このような被懲戒の大本となる親に向き合うことなく「拒否」し続けている場合もある。この場合、気が付かないうちに、その（支援者の）親が、支援者自身を支配し続けている可能性がある。親、職員や里親による、子どもの意思を無視した厳しいルールの設定などはその典型例である。東京や千葉の事件も、ルールの厳しさが、そしてパニッシュメントの深刻さが虐待死にまで至らしめているのである。被懲戒の歴史や被体罰の歴史に目を向けるのは、愛着臨床アプローチの根幹に据えるべきことと改めて再構築しなければならないだろう。

## **3、懲戒行動の解析の次にあるべき課題—子どもの人権及び取り巻く関係性を中核に据えた「子ども中心モデル」へ—**

筆者は、体罰について面接調査をし、また、日本における懲戒の歴史、そして、日本における体罰の歴史を振り返るの中で、今後のあるべき姿は、子ども虐待の予防には非常に多面的な

側面があるが、スウェーデンでの調査を振り返り、体罰を禁止するだけでは、子ども虐待は根絶できないということである。

令和元年、児童虐待防止法が改訂され、体罰を、民法に定める親による子への懲戒に含めないことが明記された。しかし、体罰によらない子育ての啓蒙活動はすでに国をはじめ、各自治体で行っているにもかかわらず、その件数は増加の一途をたどっている。子ども虐待が起きる背景として、親の養育困難、福祉サービスの子育て世帯への行き届かなさなどが指摘されている。しかし、深刻な盲点として、家庭での親子関係や夫婦関係を支援する仕組みがまだまだ十分に構築されていないことで、親子関係や夫婦関係が悪化し、暴力や暴言の温床に家庭がなっているにもかかわらず、子ども虐待の予兆が含まれてしまっていることを指摘することは少ない。

子ども家庭福祉の大きな動向として、これまでの子ども保護モデル（親子分離等）や家族サービス重視モデル（通告による支援の開始）から、虐待の予防及び子どもを取り巻く大人たちとの関係を前面に出した「子ども中心モデル」へと転換することの必要性（チャイルド・プロテクション・システム論）が指摘されている（Gilbert, N. Parton, N. and Skivenes, M. 2011<sup>8)</sup>；訓覇 2002<sup>9)</sup>；訓覇・田澤 2014<sup>10)</sup> 他）。子ども中心モデルへの転換とは、養育責任者の人権意識の醸成及び子どもを中心としその周りとの関係性に注目することである。養育の責務を有する養育者の人権意識は、当然のことであろう。スウェーデンでの子どもとの会話の重視、コンセンサスへの配慮はその典型である。さらに、親と子どもの関係性困難、父親と母親の関係性困難（夫婦関係の困難性）、家庭と支援（地域）との関係性困難に注目することがますます求められている。子ども中心モデルを展開するには、子どもは周りの在り方によって、表現の仕方を変えるという重要な臨床的知見が有益となる。しかし、その知見の検証と支援プログラムの開拓が十分ではない。体罰を検討し、懲戒についての内容を今後民法の改正に向けて精査するのは重要なことである。しかし、スウェーデンでの調査面接でも明らかになったように、体罰を禁止しても、懲戒の内容を精査しても、子ども虐待やその虐待の背景に時にみられる夫婦間のDVも、支援の受け方そのものへの関係性が困難となっており、支援を受けづらい状況の中で、家族の中で密室化する空間で生じてしまうのである。関係性困難への支援システムと支援技法の開拓が必要となる。懲戒行動は、このような観点からまず解析が行われなければならないだろう。

## 謝辞

本研究は、科学研究費補助金（基盤研究（B）「親の懲戒行動の解析に基づく愛着臨床アプローチの再構築に関する研究」（研究代表・藤岡孝志）（2017年度から2019年度）の助成を受けた。調査協力をいただいた方々に心から謝意を表す。

## 引用文献

- 1) 藤岡孝志（2016）アタッチメントの視点から見た子どもの虐待予防 「教育と医学」（特集 子どものこころの安全基地を育てる－アタッチメントをめぐる－）2016年11月号 72  
- 81 慶應義塾大学出版会

- 2) セーブ・ザ・チルドレン (2019) 子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるために 他  
<https://www.savechildren.or.jp> (検索日 2019. 10. 1)
- 3) 小口 恵巳子 (2009) 親の懲戒権はいかに形成されたか－明治民法編纂過程からみる－  
日本経済評論社
- 4) Bird, I. L. (1880) (2010) Republished ) Unbeaten Tracks in Japan: An Account of Travels in the  
Interior, Including Visits to the Aborigines of Yezo and the Shrines of Nikkô and Isé (Cambridge  
Library Collection - Travel and Exploration in Asia) Cambridge University Press (イザベラ  
バード (著), 高梨 健吉 (翻訳) 日本奥地紀行 (平凡社ライブラリー) 平凡社 2000)
- 5) 藤岡孝志 (2008) 愛着臨床と子ども虐待 ミネルヴァ書房
- 6) 江森一郎 (1989) 体罰の社会史 新曜社
- 7) 中江和江 (2003) 江戸の子育て 文藝春秋
- 8) Gilbert, N. Parton, N. and Skivenes, M. (2011) Child Protection Systems -International  
Trends and Orientations-. Oxford University Press
- 9) 訓覇法子 (2002) アプローチとしての福祉社会システム論 法律文化社
- 10) 訓覇法子・田澤あけみ (2014) 実践としての・科学としての社会福祉 法律文化社